

氏名(本籍)	あきば 秋葉 まり子(山形県)		
学位の種類	博士(国際政治経済学)		
学位記番号	博乙第1629号		
学位授与年月日	平成12年5月31日		
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当		
審査研究科	国際政治経済学研究科		
学位論文題目	ベトナムにおける企業改革の経済分析 —国営の繊維産業の事例研究—		
主査	筑波大学教授	博士(法学)	辻 中 豊
副査	筑波大学助教授	Ph. D. (政治学)	岩 崎 美紀子
副査	筑波大学助教授	Ph. D. (経済学)	山 田 直 志
副査	筑波大学教授(併任)	経済学修士	細 野 昭 雄
副査	鳥根県立大学教授	経済学修士	今 岡 日出紀

論文の内容の要旨

1986年以降、ベトナムではドイモイ(刷新)が宣言され、社会主義経済体制を変革して市場経済体制への移行が試みられつつある。こうした移行過程にあるベトナム経済においては、民間資本市場経済の発展が未成熟であることから、特に資本蓄積のメカニズムを担うに十分なほどには民間資本市場が発展していない。それゆえ、資本蓄積メカニズムの一部は国営企業を通じて旧来型の資本蓄積メカニズムによって補完せざるを得ない状況にある。ここにベトナム移行経済において国営企業が存在することの意義があるといえる。他方、中央集権的に国営企業の経営のすべてを政府が支配する旧社会主義経済体制のもとでの国営企業の経営形態では、経営効率の面で重大な欠陥がみられたことは過去の同体制での経験からの周知のところである。このようなジレンマに直面して、ベトナムでは「所有と経営の分離」を基本政策原理として国営企業の改革を推し進めつつある。本論文では、こうした国営企業の改革を、経済学の視点を踏まえて企業分析の枠組の中で、繊維国営企業を事例として実証的に分析したものである。

旧社会主義経済体制のもとでは、ほとんどの全ての経済取引が内部組織化されていたが、改革の過程で国営企業を中心に内部組織、中間組織、外部市場のそれぞれに国営企業の経済取引のそれぞれが選択的に分離配置されている。労働は内部組織に、資本取引は中間組織に、最終財、中間財の取引は外部市場に配置されているというのが、本論文における想定である。このことから、内部組織化された労働の配置の効率性は成果、誘引(インセンティブ)といった組織内変数によって分析されているし、国営企業の連合体である総会社は中間組織として位置づけられ、中間組織分析の枠組みのなかで国営企業をめぐる資本取引が分析されている。これが本論文の第一の分析枠組みである。

新古典派経済学においては企業の内部組織は従来ブラック・ボックスとして扱われてきたが、本論文においてはコース(Coase, R. H.)以来の企業分析の伝統をとりいれて、企業の内部組織の構造とその「ふるまい」を明示的に分析している。ベトナム国営企業の構造主体を企業の所有者である政府、経営者、従業員として特定化したうえで、これら国営企業の構成主体との関わりにおける企業行動の特質を投資、企業成長といった動的視点から分析している。所有と経営を分離するという基本政策のもとでもなお投資の意思決定権限が政府に属さざるを得ないことから派生するSoft Budget問題に本論文では特に注目している。これが本論文における第二の分析枠組

みである。

企業の動態的「ふるまい」の分析にさいしては、青木昌彦の強調ゲーム企業モデルに注目し、このモデルの均衡解を参照軸として、これらからの「ずれ」によってベトナム国営企業の動態的「ふるまい」の特質を分析するという方法をとっている。これが第3の分析枠組みである。

実証分析に際しては、繊維産業に属する中央政府直轄の26国営企業について行なわれた延べ一年にわたる現地調査に基づくマイクロ・データならびに政府によるマクロ・データ等を用い、計量経済学的分析と叙述的分析が併用されている。

第1章では上に要約した分析の枠組みが提示されている。

第2章では、改革以前の社会主義経済体制のもとにおけるベトナム国営企業から始めて1986年以降の国営企業改革の展開過程を叙述的に述べ、かつ、ベトナム経済全体のなかでの国営企業経済の位置付けがなされている。

第3章では、繊維産業に属する政府直轄国営企業の生産性の変化を、現地調査で得られたマイクロ・データを用いて、総要素生産性を推計し、これを国営企業改革の過程で導入された「資金の自己調達制度」、「利潤内部留保制度」、「奨励給制度」、「短期の契約雇用制度」に帰属させるべく関連分析を行っている。その結果、サンプル企業の総要素生産性と奨励給制度、資金の自己調達制度、利潤の内部留保制度の間に、統計的に有為な正の相関があることを確認している。このことから、これらの制度改革がベトナム国営企業をして効率性追求の方向へとその行動を変化させているものと推論している。

第4章では、国営企業の内部構造の変化と意思決定権限の分布状況について叙述的に分析している。改革以降、特に1995年公布の国営企業法によって国営企業法によって国営企業における所有と経営の分離が進んでいることが確認されている。つぎに、現地調査による情報をもとに企業内部の意思決定権限のありかたを分析し、企業内部の意思決定権限のあり方は企業の経営状況によって異なり、経営が悪化した企業の場合自主決定権限は制約されるが、しかしこれらの企業は清算されるのではなく総公司(国営企業合同)を中心として種々保護的介入によって救済されていると指摘している。このことから、ベトナムの国営企業が依然として最終的な経営責任や破産の危険(リスク)を回避できる状況にあり、その意味で国営企業のSoft Budgetの問題が存在しているとしている。また、共産党や労働組合による国営企業の経営への介入は、日本企業にみられるように、企業危機に際してこれらから強制的同意を引き出すため、共同決定の形をとっている、と指摘している。

第5章では、ベトナム国営企業における労働誘引制度と労働者の意識・態度の変化との関係については、現地調査によって得たマイクロ・データを用いて数量的に分析し、国営企業の内部労働市場における成果を明らかにしている。この分析により、はじめに賃金・雇用制度が改革以降競争的、能力主義的傾向を強め、同時に労働者に対してもリスクを負担させるような制度へと変化してきたことを確認したうえで、短期の奨励給制度とより長期の昇進制度の両者が労働者の組織へのコミットメントと労働意欲を引き出すのに貢献していることを確認している。しかし、リスク負担になじまないベトナム労働者は、競争的かつ変動の大きな短期誘引制度にたいしてよりも、昇進制度とか勤続年数といった長期的誘引制度にたいしてより強く反応するとしている。これらのことを基にベトナム国営企業労働者が、将来利得の獲得のために所属企業への長期的コミットメントを強めているものと推論している。一方企業のほうも、労働者へのon-the-job-training投資を行ないその果実を企業に特有な資産として蓄積する誘引が与えられているものとしている。

第6章では、国営企業合同としての総公司について、中間組織論の観点から分析している。総公司是傘下の個別国営企業に対する資金調達・配分機能を持っているというのが本論文での主張である。完全に外部市場的に機能しているのではなく、完全に内部市場化しているわけでもない、正に中間組織として総公司のもとにおける資金調達・配分が行われている。実証分析により、総公司是メンバー企業に対して国家資金を配分するに際してメンバー国営企業の中でより支払税額が多く、より労働生産性の高い企業に対してより多くの資金配分を行っていることを確認している。このことから、メンバー企業に投資資金の配分を通じて国家の利益最大化と企業成長にむ

けて行動するよう国営企業が動機づけられていると推論している。

終章では、青木昌彦の強調ゲーム企業モデルにおける均衡解を参照軸として、これまで部分的に分析してきた国営企業の行動を政府、経営者、労働者集団の織り成す動態的交渉過程と理解したうえで、総体として分析している。そこから、ベトナム国営企業においては、現役労働者の交渉力が大きいというパワー・バランスのもとでのゲームが展開されており、その結果より低い投資率、より低い雇用が実現せざるをえず、長期的により高い成果を示す青木の強調モデルの均衡解より劣っていると結論づけている。

審 査 の 結 果 の 要 旨

移行経済における国営企業改革についての従来の研究では、組織を内部化しない完全競争企業に国営企業の行動がどれだけ近づいたのかという観点からその成果を評価するか、または、組織を内分化したものとして企業を捉えていてもその分析の視点が完全に経営学的なものに終始することが多かった。このような研究状況に鑑み、本論文は、コース（Coase, R. N.）以来の企業の内部組織を明示的に組み込んだ経営学視点からする分析手法を国営企業改革の研究分野に取り入れており、まずその点が分析枠組みとして評価できる。

このような分析枠組みを適用することによって、まず、企業の所有者としての政府、経営者、そして労働者集団の織り成す交渉ゲーム解がベトナム国営企業の場合より労働者集団に偏ったものとして帰結し、その結果、より高い投資率を実現し企業成長を促すべき動態的効率性が達成されていないという知見が得られている。また、国営企業の合同体としての総公司の中間組織として位置付け、そこでは傘下の国営企業に対して税の支払がより多くなるように、かつ、労働生産性をより向上させるように、国家資金の配分を通じて動機付けがなされているという興味深い知見も得られている。これらの知見は、ベトナムのみならず中国の国営企業改革についての諸研究からもいまだ得られていないものであり、移行経済における国営企業改革の研究に貢献しているものと思慮できる。

移行経済中国に関しては、国営企業についてのマイクロ・データが精力的に収集されてきたし、それに基づく企業分析も多い。しかしベトナムに関しては信頼にたる国営企業のマイクロ・データの収集とその経済分析はごく少数しかないのが現状である。このような状況の中で、繊維産業という限られた分野の、しかも、26の企業についてのものであるとはいえ、延べ1年にわたる現地調査をつうじて信頼するにたるマイクロ・データを収集しこれに数量分析を加えベトナム経済の実態の解明に貢献している点は、高く評価できる。

総じて本論文は、移行経済ベトナムにおける国営企業改革問題を、適切な理論的枠組みのもとで、極めて詳細かつ体系的に実証分析を行ったものであり、当該分野についての研究に新しい極地を開拓したものとして評価できる。

よって、著者は博士（国際政治経済学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。